## 感染症と出席停止について

学校において予防すべき感染症として法律で決められている感染症(下記参照)があります。 医師の診断で、「感染症にかかっている」又は「感染症の疑いがある」と言われた場合に、学校 長が出席停止の措置をとります。「出席停止」は、病気が他のお子さんにうつらないようにする とともに、病気になったお子さんがゆっくり休養し、早く治るために出席を止めることです。 速やかに学校まで連絡してください。

\*学校で予防すべき感染症及び出席停止の期間の基準〔学校保健安全法施行規則第19条〕\*

	対象疾病	出席停止の期間の基準
第	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、	E4/1311 TE 12 / 2/31/14/15 EE 1
1	マールブルグ病、ラッサ熱、痘そう、ジフテリア、	治癒するまで
種	南米出血熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、	(医師による判断)
	重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥	
	インフルエンザ	
第	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経
2		過するまで
種	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な
		抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻しん(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺・顎下腺・舌下腺の腫脹が出現した後5
		日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師によって感染
		のおそれがないと認めるまで
	新型コロナウィルス感染症	発症した後5日経過し、かつ、症状が軽快した
		後1日を経過するまで
第	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸	病状により学校医その他の医師によって感染
3	チフス、パラチフス、急性出血性結膜炎、	のおそれがないと認められるまで
種	流行性角結膜炎、感染性胃腸炎、その他の感染症	(医師による判断)